

東北三省主要都市の社会保険、住宅積立金の
納付基準および納付率調査一覧表

2021年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

大連事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地法律事務所、上海里格（大連）法律事務所に作成委託し、2021年3月時点で入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・大連事務所
E-mail：PCD@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

大連市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2021年3月

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考		
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率				
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1			
2	失業保険				0.5%	0.5%	2020.6.1-2021.8.31	(*5)		
3	労災保険				0.4%~2.1% (*4)	-	2016.7.1	(*5)		
4	医療保険				大連市前年度全口径平均月収の60% (*3)	大連市前年度全口径平均月収の300% (*3)	8%	2%+年1回24元大病医療保険		
5	生育保険						1.2%	-	2016.6.1	
6	暖房費 (市内四区、ハイテクパーク、元金州新区金州エリア、旅順口区)	大連市前年度在職従業員社会平均月収 (*6)	-	-	1%	-	2020.6.1-2021.5.31			
	暖房費 (経済技術開発区、保税區など上記四つのエリアを除くエリア)	-	-	-	-	-				
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	大連市最低賃金1,810元 (*7)	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300% (*6)	5~12%	5~12%	2020.7.1-2021.6.30	(*8)		
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	2020.1.1-2022.12.31	(*9)		
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2%	労働組合のある会社：従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：無し				

- (*1) 養老保険、失業保険、労災保険の納付基数は、毎年1月に調整される。医療保険、生育保険、住宅積立金納付基数は、毎年7月に調整される。
- (*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2021年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は5,238元、大連市前年度全口径平均月収は5,992元である。
- (*4) 業種によって比率が異なる。
- (*5) 人的資源および社会保障部は2021年1月26日に行った記者会見において、暫定的に失業保険及び労災保険の比率を引き下げる期間を2022年4月30日まで延長すると発表した。本調査の時点で正式な通知文書等は公布されていないが、記者会見における上記の発言どおりに全国範囲で実施されると思われる。
- (*6) 2021年3月現在の遼寧省の大連市前年度在職従業員社会平均月収は7,962元である。
- (*7) 最も高い基準。区によって基準が異なる。
- (*8) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定しているが、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。
- (*9) 手配した身体障害者従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1% (含む) 以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人 (含む) 以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

瀋陽市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2021年3月

No	項目	納付基準 (*1)						納付比率		施行日	備考
		納付基数 (会社)	納付基数 (従業員個人)	下限 (会社)	下限 (従業員個人)	上限 (会社)	上限 (従業員個人)	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	養老保険	前年度在職従業員全員の月平均賃金総額	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1	
2	失業保険			0.5%	0.5%	2019.9.1-2021.8.31	(*5)				
3	労災保険	前月従業員全員の賃金総額		無し	-	無し	-	0.2%~4% (*4)	-	2018.1.1	(*5)
4	医療保険	前年度在職従業員全員の月平均賃金総額		瀋陽市前年度全口径平均月収 (*3)	瀋陽市前年度全口径平均月収の60% (*3)	無し	瀋陽市前年度全口径平均月収の300% (*3)	8%+年1回66元大病医療保険	2%+年1回66元大病医療保険		
5	生育保険			-	-	0.6%	-				
6	暖房費	-		-		-		-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)		瀋陽市最低賃金1,810元 (*6)		瀋陽市前年度在職従業員社会平均月収の300% (*7)		5%~12%	5%~12%		(*8)
8	その他	身体障害者就業保障金	-	-		前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	-	2020.1.1-2022.12.31	(*9)
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額		-		-		2%	労働組合のある会社: 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社: 無し		

- (*1) 養老保険、失業保険、労災保険の納付基数は、毎年1月に調整される。医療保険、生育保険、住宅積立金納付基数は、毎年7月に調整される。
- (*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2021年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は5,238元、瀋陽市前年度全口径平均月収は5,561元である。
- (*4) 業種によって比率が異なる。
- (*5) 人的資源および社会保障部は2021年1月26日に行った記者会見において、暫定的に失業保険および労災保険の比率を引き下げる期間を2022年4月30日まで延長すると発表した。本調査の時点で正式な通知文書等は公布されていないが、記者会見における上記の発言どおりに全国範囲で実施されると思われる。
- (*6) 最も高い基準。区によって基準が異なる。
- (*7) 2021年3月現在の瀋陽市前年度在職従業員社会平均月収は7,308元であり、住宅積立金の納付上限は21,924元である。
- (*8) 実務において、8%以下は減多にない。
- (*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1% (含む) 以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人 (含む) 以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

営口市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2021年3月

No	項目	納付基準 (*1)						納付比率		施行日	備考
		納付基数 (会社)	納付基数 (従業員個人)	下限 (会社)	下限 (従業員個人)	上限 (会社)	上限 (従業員個人)	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	養老保険	前年度在職従業員全員の月平均賃金総額	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1	
2	失業保険							0.5%	0.5%	2019.9.1-2021.8.31	(*5)
3	労災保険							0.5%~2.6% (*4)	-		(*5)
4	医療保険	前月従業員全員の賃金総額		営口市前年度全口径平均月収の60% (*3)	営口市前年度全口径平均月収の60% (*3)	無し	営口市前年度全口径平均月収の300% (*3)	7%	2%+年1回105元商業補充医療保険		
5	生育保険							0.5%	-	2015.10.1	
6	暖房費	-	-	-	-	-	-	-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)		営口市最低賃金1,610元		営口市前年度在職従業員社会平均月収の300% (*6)		5~12%	5~12%		(*7)
8	身体障害者就業保障金	-		-		前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算		会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	2020.1.1-2022.12.31	(*8)
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額		-		-		2% (*9)	労働組合のある会社：従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：無し		

- (*1) 養老保険、失業保険、労災保険の納付基数は、毎年1月に調整される。医療保険、生育保険、住宅積立金納付基数は、毎年7月に調整される。
- (*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2021年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は5,238元、営口市前年度全口径平均月収は4,523元である。
- (*4) 業種によって比率が異なる。
- (*5) 人的資源および社会保障部は2021年1月26日に行った記者会見において、暫定的に失業保険および労災保険の比率を引き下げる期間を2022年4月30日まで延長すると発表した。本調査の時点で正式な通知文書等は公布されていないが、記者会見における上記の発言通りに全国範囲で実施されると思われる。
- (*6) 2021年3月現在の営口市前年度在職従業員社会平均月収は5,438元である。
- (*7) 実務において、8%以下は減多にない。
- (*8) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1% (含む) 以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人 (含む) 以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (*9) 新型コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、営口市総労働組合は、2020年1月1日~2021年12月31日の期間、小規模・零細企業の組合経費について徴収後全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

長春市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2021年3月

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	吉林省前年度全口径平均月収の60% (*3)	吉林省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1	
2	失業保険				0.7%	0.3%	2018.5.1-2022.4.30	
3	労災保険				0.1%~0.95% (*4)	-	2018.5.1-2022.4.30	
4	医療保険				7%	2%+年1回100元大病医療保険		
5	生育保険				0.7%	-		
6	暖房費	-	-	-	-			
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	長春市最低賃金 1,780円	長春市前年度都市非民営企業就業人員平均月収の300% (*5)	5%~12%	5%~12%		(*6)
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.6%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	2020.1.1-2022.12.31	(*7)
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2%	労働組合のある会社：従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：無し		

- (*1) 長春市の養老保険、失業保険、住宅積立金の基数は毎年1月に、医療保険、労災保険、生育保険の納付基数は毎年7月に調整される。
- (*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (*3) 2019年5月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業（国営企業等）就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2021年3月現在の吉林省の前年度全口径平均月収は5,088.42円である。
- (*4) 業種によって比率が異なる。
- (*5) 2021年3月現在の長春市前年度都市非民営企業就業人員平均月収は7,140.67円であり、住宅積立金の納付上限は21,422円である。
- (*6) 7%以下の比率にする場合は、従業員代表大会または労働組合の同意が必要である。
- (*7) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%（含む）以上1.6%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人（含む）以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

延吉市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2021年3月

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	吉林省前年度全口径平均月収の60% (*3)	吉林省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1	
2	失業保険				0.7%	0.3%	2018.5.1-2022.4.30	
3	労災保険				0.15%~1.25% (*5)	-	2018.5.1-2022.4.30	(*6)
4	医療保険				6%+年1回60元大病医療保険	2%+年1回80元大病医療保険		
5	生育保険				0.5%	-	2016.1.1	
6	暖房費	-	-	-	-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	延吉市最低賃金1,580元	延吉市前年度就業人員平均月収の300% (*4)	5%~12%	5%~12%		
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.6%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	2020.1.1-2022.12.31	(*7)
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2%	労働組合のある会社： 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社： 無し		

- (*1) 延吉市の養老保険、失業保険および住宅積立金の基数は毎年1月に、医療保険、労災保険、生育保険の基数は毎年7月に調整される。
- (*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (*3) 2019年5月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民間企業（国営企業等）就業人員の平均月収と都市民間企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2021年3月現在の吉林省の前年度全口径平均月収は5,088.42元である。
- (*4) 2021年3月現在の延吉市前年度就業人員平均月収は6,241元である。
- (*5) 業種によって比率が異なる。
- (*6) 「延辺州労災保険比率の暫定的引き下げに関する通知」（延州人社聯発[2018]21号）に基づき、労災保険の納付比率を暫定的に50%引き下げた。
- (*7) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日～2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%（含む）以上1.6%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人（含む）以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

ハルビン市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2021年3月

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	黒龍江省前年度全口径平均月収の60% (*3)	黒龍江省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1	
2	失業保険			無し	0.5%	0.5%	2018.5.1-2020.4.30	(*8)
3	労災保険		ハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員平均月収の60% (*4)	ハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員平均月収の300% (*4)	0.2%~1.9% (*5)	-	2015.10.1	(*8)
4	医療保険		ハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員平均月収の100% (*4)		①7.5%+3元/月大病医療保険 ②5%+3元/月大病医療保険	①2%+3元/月大病医療保険 ②3元/月大病医療保険		(*9)
5	生育保険				0.6%	-		
6	暖房費	-	-	-	-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	ハルビン市最低賃金1,860元 (*6)	ハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員平均月収の300% (*7)	5%~12%	5%~12%		(*10)
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	2020.1.1-2022.12.31	(*11)
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2% (*12)	労働組合のある会社: 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社: 無し		

- (*1) 養老保険、失業保険の納付基数は、毎年1月に調整される。労災保険、医療保険、生育保険の納付基数は、毎年4月に調整される。住宅積立金の納付基数は、毎年7月に調整される。
- (*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (*3) 2019年5月1日より養老保険の納付基数の下限と上限は、黒龍江省全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業（国営企業等）就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2021年3月現在の黒龍江省前年度全口径平均月収は5,120元である。
- (*4) 2021年3月現在のハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員平均月収は6,198.33元である。
- (*5) 業種によって比率が異なる。
- (*6) 最も高い基準。区によって基準が異なる。
- (*7) 2021年3月現在のハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員（労務派遣を含む）平均月収は6,865.41元であり、住宅積立金の納付上限は20,596元である。
- (*8) 人的資源および社会保障部は2021年1月26日に行った記者会見において、暫定的に失業保険および労災保険の比率を引き下げる期間を2022年4月30日まで延長すると発表した。本調査の時点で正式な通知文書等は公布されていないが、記者会見における上記の発言どおりに全国範囲で実施されると思われる。
- (*9) 原則上は、企業の全従業員の前年度年平均賃金がハルビン市前年度在職従業員平均賃金を上回る場合には①の比率で納付し、下回る場合には②の比率で納付する。
- (*10) 実務においては、基本的に8%、10%、12%の選択肢しかない。
- (*11) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日～2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%（含む）以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人（含む）以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (*12) 新型コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、黒龍江省総労働組合は、小規模・零細企業の2020年1月1日～2021年12月31日の期間の組合経費について、徴収後定期的に全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。